

文教福祉委員会

平成23年12月14日（水）

午前10時05分～午後2時50分

議会第2会議室

【出席委員】平原嘉徳委員長、野中宣明副委員長、実松尊信委員、千綿正明委員、川原田裕明委員、山本義昭委員、福島龍一委員、田中喜久子委員、山下明子委員、黒田利人委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・教育委員会 中島副教育長兼こども教育部長、荒金社会教育部長
- ・保健福祉部 益田保健福祉部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○平原委員長

皆さんおはようございます。

これより文教福祉委員会を開会いたします。

きょうは、山本委員のほうから身内の方の葬儀があるということでございまして、途中早退をされるということでございますので、おつなぎをしたいと思います。

まず、発言をされる方は必ず挙手をして、指名後にマイクにあります青いボタンを押してから御発言をお願いしたいと思います。なお、マイクは後押し優先でございます。発言終了後、消すために押す必要はございません。

また、委員会の会議録はホームページに公開するということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、付託議案に関連して現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出をいただきたいと思ひます。

それでは、本委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

お手元に配付をしております日程案のとおり進めたいと思ひますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないということでございまして、この審査日程どおり、当委員会に付託された議案について審査していきたいと思ひます。

こども教育部以外の職員の皆様方は御退席をいただき結構でございます。

◎執行部（こども教育部以外）退室

○平原委員長

それでは、こども教育部の付託議案の審査を行いたいと思いますけれども、実はきょうは教育長が委員会のほうに出席をされません。きのう教育長のほうから、みずから私のほうに連絡がありましたけれども、きょう、中川文部科学大臣が佐賀市の私どもの西与賀小学校のほうにですね……

（発言する者あり）

はい、そうです。その視察に見えられるということで、市長と教育長とそちらのほうに立ち会うということになっておりますので、教育長の出席はございません。

それでは、審査を行いたいと思います。

まず、第120号、第127号、第128号、第133号及び第134号議案について審査をいたします。

5議案について、執行部から説明を求めたいと思います。

◎第120号議案 佐賀市立保育所条例の一部を改正する条例 説明

◎第127号議案 松梅児童館の指定管理者の指定について 説明

◎第128号議案 高木園の指定管理者の指定について 説明

◎第133号議案 金立小学校屋内運動場改築（建築）工事請負契約の締結について 説明

◎第134号議案 新栄小学校管理棟改築（建築）工事請負契約の締結について 説明

○平原委員長

今、説明がございましたけれども、委員の皆様方から御質疑をお受けしたいと思います。

○千綿委員

済みません。127、128号議案の中で、指定管理者が随意契約と公募と2種類出てきていますよね。

結局ね、指定管理者の基本的なやつは公募だと思うんですね、基本的な考え方として。やっぱり、その考え方というのが一つなからんと——あって、ここは随意ですよ、ここは公募ですよというお話になると思うんですが、その基準みたいなものがありますか。

それともう1つは、どちらもですね、年間の委託金額をちょっと教えてください。

○藤田こども課長

まず考え方ですけど、基本的には公募が大原則だと思います。

ただ、今回の松梅児童館につきましては、先ほど申しましたように、特に松梅地区だけの御利用であります。したがって、当然、まだその中で社協さんも開設当初から地元の協力の中で運営にかかわられているという中で、結構連帯事業といいますか、地域事業も長年の間、培われているという意味では、今後もそこら辺の地域との連携も含めたところで期待できるということで、今回例外といいますか、原則とは外れる形での随契という形をとらせていただきました。

あと、委託料であります。一応、高木園につきましては2,800万円、松梅児童館につきましては約1,000万円であります。

○黒田委員

議案の133号議案、金立小学校体育館の件ですが、1つよかですか。これの予算は幾らだったのか、予算ね。

2つ目、聞くところによりますと、隣接の方との問題が解決されていないように伺います。その点についてどう対処されるのか、2点について、まずお尋ねいたします。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

隣接者の件からお話をさせていただきます。

金立小学校の屋内運動場の設計については、基本的に学校、それから自治会、体協の方、近隣の地権者の方に事前に説明するということが方針を持っております。

それで、まず取りかかりが平成22年の12月から設計業者を決定して、学校との具体的な協議に入っております。それから、明けた1月から校区自治会長さん、それから単位自治会長さん、地区の体協長さん方との話し合いを持っております。そこで設計のプランを立てていきまして、自治会長会で翌2月に屋内運動場の改築事業についての内容を説明して、場所をどこに建てるかというところで、現在の場所で建てかえという方法と西側のほうに別地改築するという方法で、自治会長さん方と協議をさせていただきました。

自治会長会からは別地改築でやっていただきたいということで、現実的にはやっぱり学校の体育館の利用にも制限を与えなくて済むし、地域の体育にも影響がないということで、別地改築ということで御意見をいただきましたので、それが23年2月8日で、2月9日に学校の西側——今回、体育館を建てる場所の西側の地権者の方にお話に行きました。

そのときは、多少田畑に冬場には影ができるので影響はあるかもしれないけれども、改築場所については敷地西側のほうで構わないですよという了解を一たんはいただいております。それで、自治会、体協、それから近隣の地権者の同意がとれたということで設計を具体的に行っております。

それから年度が変わりまして、23年4月に西側の地権者より話したいことがあるということで、家まで来てくれということで、お伺いして聞いたところ、突然、西側建設には反対というお話で、理由はその体育館そのものということではなくて、具体的にはその日は言われませんでした。何日かあけてからまたお伺いしたんですけれども、理由はほとんど言われず、行政に対する不満——教育委員会だとか、学校の問題もあるんですけど、あと道路建設の問題だとかいろんなことを言われて、体育館そのものがどうこうというお話は余りなかったです。

その後、自治会長さん方に御相談をしたところ、市役所が行って、ちょっとらちが明かんならば自分たちも出て行って協力ばお願いしようということで行かれたんですけども、なかなか自治会長さん方もお会いすることができずに、結局拒否された状態がありました。

それがずっと何回か繰り返して、お話ができない状態が続いて、結局6月には自治会長会では地域としては現行の——今、計画している西側改築で進めてほしいということでおります。

その後、7月になってから西側の地権者の方からお話というか、こちらのほうからまた連絡をとったところ、話を聞いてみてもいいということで御説明に伺って、図面を見ながら話をさせていただいています。そのときには、西側の地権者から敷地西側での改築に関しては了解をいただいております。

そのときに条件的におっしゃられたのが、学校の西側の樹木の撤去というか、桜の木が西側に植えてあるんですが、それが田んぼにかかって困ると。それから、枯れ葉なんかも落ちて困るというようなお話でした。それから、学校のほうからの排水がうまくいってなくて、農地のほうに流れ込むからそこも何とかしてくれと。できれば三面水路にというお話がありました。

それで具体的には、もう我々としては桜の木なんかは枝が張っている分は撤去する方向でやりますということでお答えをして、水路についても今度の体育館工事にあわせて周辺の排水も対策をしますよということでお話をして、相手方のほうからできれば文書にしてくれということで文書までつくってお話しに行ったんですが、ちょうどタイミングが悪かったのが、9月議会で鍋島の件が新聞報道に出されまして、結局、また話が元に戻ったような状況で、今のところはきちっと話が終わっていない状況ではあります。

ただ、基本的にまだこういった状況で自治会長さん方に御報告して、どうしようかということで御相談したところ、自治会長としてはもうやむを得んと。このまま進めてもらいたいということで、自治会、体協あたりの方々からは了解をいただいています。

基本的には、前回もそうなんですが、法的に、建築基準法なんかについては問題ない建て方はさせていただいていますし、今回のケースについては、農地ではありますが、夏場はお米をされています。冬は牧草的なものを植えてありまして、前回のコショウランのような大きな問題になるようなことはなかろうという判断もさせていただいています。

結局、ああいった調整区域内に隣接したところに体育館を建てる場合は、多少やっぱりその辺はどうしようもない状況もありまして、今回地元の自治会の方々からも理解をいただいていますので、この形で進めていきたいと。

ただ、地権者の方とはやっぱり隣接しているんで、いつまでもごたごたというのも学校運営上もよろしくありませんので、継続的に今、アポも入れたりしています。会っていただけない状況もありますけれども、そういった形で進めていくということで考えております。以上です。

○平原委員長

もう1点、予算。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

継続費のですね、2年間の継続費全体で3億100万円程度です。23年度、24年度で。

○平原委員長

3億円……

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

3億円です。全体の工事費です。

○黒田委員

まずは、その予算から。予算が3億100万円と。それで契約が1億9,000万円ということかな。そういうことじゃないのかな。

○平原委員長

いや、全体です。

(発言する者あり)

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

全体の総事業費、2年間分が3億100万円と。今回の工事費は1億9,000万円ということですが、残りは電気設備だとか機械設備なんかの工事費も当然出てきますので、その分になります。

○黒田委員

私が聞きたいのは、1億9,000万円という形でしているこの予算、わかるかな。その予算を聞いたかと。

○平原委員長

2億幾らとおっしゃったですね。さっき2億幾らとおっしゃったでしょう。

○黒田委員

それは予定価格やったろう。予算がもういっちょあるはずやん。

○平原委員長

予定価格ではない、予算ですね。

○黒田委員

予算、予算。

○平原委員長

この件についての予算ということですか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

建築工事のみでは、一応予算は出しておりません。建築、電気機械、全部含めての全体的な予算としては大体2億6,500万円ということですね。

○平原委員長

2億6,500万円——設備まで入っているわけですね、今のはですね、ということですね。

○黒田委員

なぜ私が聞いたかということ、次の新栄小学校にも関連することですが、86.27%とか86.

44%とか、最低に近い線でいろいろされているわけですよ。最低に近い金額で取引されているわけですよ。

というのは、確かにそれはいいかもしれませんが、やっぱりその発注を受ける側としてはぎりぎりな線なんですね。そして、そこに下請、孫請とおるわけですよ。そうなりますと、これはずっと下がっていくわけですよ。意味わかりますか。86.44%やったらさ、下請がおったらまた下がるわけですよ。孫請——余り行政としては認めていないですけど、孫請になったらまだ下がるわけですよ。そうなるよね、果たして本当に適正な価格かなという気が私率直するわけですよ。それは100%にしろとは言っていないよ。そりゃ、努力がそれぞれありますけどね、やっぱり元請はいいとしても、下請、孫請と考えるとね、やっぱり何か86%、ずっとそれで推移されるのが果たしていいのかなという気が率直にします。

なお、その業者をもうけさせるということではございません。しわ寄せは全部下にくるんですよ。そういう考えについてはどうですかね。

○契約検査課契約係長

最低制限価格を引いておりますので、今のところ、工事が85%というところで最低制限を制度としては引いておりますので、落札につきましてもその近いところでの落札になっている結果となっております。

ですから、この点につきましては佐賀市のその辺の制度——最低制限をどこまで持つていくかということによるのではないかということで、現在のところは、工事につきましても85%を最低制限価格ということで実施している結果がこういった形になっているかと思えます。以上です。

○黒田委員

確かに、まだね、安ければいい時代から、やっとなら85%に上げられた努力は率直に認めますよね。しかし、やっぱりこの85%が最低といってもそれがベターではないと私は思っているんですよ。

先ほど言ったように、下請、孫請のことを考えるとね、本当にベターかなという気が率直にするんですよ。しわ寄せがどっか来ているんですよ、回ったりしますと。

私がよく本会議で言います労務費がね、節約されているところもあるわけですよ、材料費は決まっていますから。しわ寄せといったらもう労務費しかないんです。

だから、本当にこれが適正価格かなというので、まあ、これは見解もあるでしょうから。やっとなら85%に上げたという経過も私も十分知っていますけども、やはりできたらね、あれを少し上げていただいて、適正価格に——孫請までね、孫請まで——その末端まである程度もうけると言ったら語弊がありますけれどもね、生活できるような状況にしてほしいというのが1つ、希望です。

それともう1つの金立小学校の件ですがね、私は、確かに自治会長会とか体協とかの許

可を受けたからやったと言われますけれども、やはり関係するのは直接隣接する地権者なんですよ。

なぜかというね、工事は始まった、そしてうちはいろいろ文句言われるのは、受けた、恐らく大洋建設の方だと思うんですよ。市の職員は毎日行っているわけじゃないですから。24時間おるわけじゃないわけですから。そのトラブルもあるわけですね。それも心配するわけですよ。だから、地権者の同意というのは物すごく必要なんですよ。

私は鍋島はね、鍋島については恐らく前例になると。案の定、これひきますよ。どこでも、どこの小学校とか公共事業についてもこれがベースになります。

そういう形で、今後していただかないと、自治会長会ほうんて言うたばい、体協ほうんて言うたばい、そしたらすっぱいって。そういう姿勢がね、私は問題だと思っています。

まず、地権者がオーケーを出して、そしたらやりましょうというのが前提にないとね、トラブルがずっとあるとするならば、工事関係者が困るわけですよ。そういう努力はされたと思うんですけどね、そこは一番大切なところじゃないかな。

それは自治会長会——私も地域の自治会長をしていますから、ああ、それはよかろうと、それは言いますよ。地権者にとってはそういう前例もあって、果たしてそれが合理的かどうかはわかりませんよ。前例もあって、いんにゃ、いかんと。それならやっぱり先に説得することが必要と私は思いますが、どうでしょうかね。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

委員おっしゃられるとおおり、地域の方の理解というか、特に隣接者の方には理解していただくと。そこはもう基本に思って、最初からお話を差し上げていたんですが、何度かこう考え方が変わっていかれたというか、はっきりその理由とかをおっしゃっていただけないもんですから、我々としてもちょっと手の打ちようがない部分がございます。

ですから、我々も今もう完全に関係をこれで打ち切って行って強引にというか、工事はもう進めざるを得ないと思っていますけれども、相手さん方には工事に入るときにはきちっとまた御説明に行くつもりもしておりますし、迷惑をかけたり苦情があったときには我々が業者さんとはまた別途に御訪問するということは当然やっていく必要があるというふうに思っています。

ただ、いかんせんやっぱり現状としては進めざるを得ない状況がありますので、やっぱりきちっと説明をできる限りしていくと。まずは相手さんに聞いていただくような形をとっていくというのはしていきたいというふうに思っています。

○黒田委員

そしたら、特にうちの会派でもこの問題で大変問題になったのは、やっぱり受けた業者とのトラブル、これが一番あるというわけですよ。業者はできないんですよ、苦情言われたら。何しよっかと言われたらできないんですよ、進められんですよ。

だから、そこでやはり市の覚悟というか、配置替えできるかわかりませんが、そういう体制をとってでも、これはやり遂げるんだということであればいいけども、やっぱりそのあたりをきちっとしていかないと、行政と地権者との話し合いはよかとしても、受けたここには何も無いわけですよ。行政が進めたあれにのっかって、ここは受けたわけだから、業者はさ。そういうのが一番心配になるわけですよ。

そいけん、今後も体育館とか特に学校ね、建てられると思いますが、やっぱり地権者の同意というのは前提に立って、横の地権者の同意というのは前提に立って、やっぱりきちんとしていかないと、対処していかないと、これはまた鍋島じゃないですけどね、補償金を払うということになりかねんわけですよ。そういう懸念があるものだから、この問題を持っているんですよ、ほかに関係があるから。これだけの問題じゃないわけだから。

ということで、今後の体制については十分にね、やっぱり配慮すべきではないでしょうか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

今後の進め方ですけれども、きちっとまた相手さんには交渉する場というか、お話しに行く場というのはつくっていきますし、業者さんをバックアップする体制というのは、当然のことながらやるべきだと思っていますので、そこはやっていきたいと思っています。以上です。

○千綿委員

部長にちょっとお尋ねしたいんです。

9月補正で鍋島の件、ありましたよね。実際650万円の補償金ということで。それでは建築基準法上問題ないというようなスタンスをとられていますけど、そこがやっぱりおかしいですよ。実際、同義的に言うてですよ、うち、中高層の紛争条例を持っているじゃないですか。それが当てはまるかどうかは別として、ただ、やっぱり同義的にですね、周りに——最初建てる時にはあいさつに行って説明するのは当然のことなんですよ。それをされてないじゃないですか、鍋島は。だから問題になったわけでしょう、実際問題として。だから、ルールばつくだらないかとですよ。

例えば、そういった建築物を建てるのであれば、周辺の地権者のオッケーをもらうとか、そういうルールをつくらないとですよ、何のため9月にあんなに鍋島の何のかんの——実際はですね、2,000万円近くの前ですよ。2年かかっているじゃないですか、最終的に決着するまでに。実際は2年かかっているでしょう。そんならば、ちゃんとしたルールづくりをしなきゃ。そういう建築をするときにはこういうルールでやりますと。周りの地権者の同意を得ましょうとか、ルールをつくっているんですか。

○中島こども教育部長

基本的に、今委員おっしゃるように、建物をつくる、そしてまた隣接地に影響があるようなところは、一応図面をかいておりますので、例えば日照の問題とかなんとかございま

す。

ただ、基本的に我々も法律に基づいてしているところもあるものですから、法律に照らし合わせてどうなんだということは見ていますね。

ただ、そればかりじゃなくて、さっき言われたように、今度建物を建てましょう。ただ、少し日がかかるかもわかりません。そういったごあいさつは差し上げているところですよ。ですから、鍋島につきましては、いろいろ自治会の関係とか、それから、もちろんその地元には入っておるんですけど、たまたまその所有者の方がその自治会じゃなかったとか、そういうこともあったんですけど、今回の場合につきましても、そこら辺は一つのやっぱり例でありますし、事例がありますので、なおさらの問題でずっとしております。

私も4月からこの問題につきましてはずっと話を聞いておりまして、実は一たんは了解ということもされました、本人。だから、本当によかったねと。説明——もう本当に、担当のほうも何回となく足を運んで説明して、そして向こうが言われる条件につきましても、それはもう、こっちものまざるを得んということで話をして、結果的にはもう話がつきましたということで聞いたもんですから、それはよかったということで、前に進めるということでしたんですけど、その後、またお考えがちょっと変わられたもんですから。

そういったことで、一応、そういったルールといいますか、地元に戻るというルール自体は、もう我々も今までの長年の経験でつくっているところではございます。

○千綿委員

ルールをつくったというのは、その鍋島の件があったりとか、そういうのがあった後につくったということですか。

○中島こども教育部長

いいえ、鍋島の件があったからルールじゃなくて、ルール自体は、先ほどもいましたように、建物をつくるんやったらその近隣にあいさつをするというルールはございます。

○千綿委員

あのですね、この間の9月で鍋島の件があったじゃないですか。だから、ああいうことがあるから、今後——さっき言われたでしょう。今後、建設を例えば市街化区域の中でしたときは、特にやっぱり日陰規制なんかが入ってくるわけですよ、当然ながら。

それで、建築基準法上は問題ない、建てるのも問題ない、しかし、ラン農家はですね、農業振興というのを佐賀市は持っているわけですよ。同義的にどうなんですか。片やこっちで農業振興をしながら、片やラン農家にですよ——という話になるじゃないですか。だから、それを考えたときに、中高層ビルの紛争条例の中には地権者の同意というのを——印鑑をもらわないかんとですよ。そういうルールばつくないかんとじゃなかですかと。

○中島こども教育部長

ちょっと今、学校の建設部分とコチョウランと今ちょっと一緒になっているような気がするんですけど、学校の建設につきましては、我々も教育委員会として、先ほども言って

いますように、近隣のほうにも説明をするということで、これまでのルールといいますか、そこら辺はつくってありますので、それに基づいて今までもやってきたというところでございます。

○山下明子委員

今さっきの件に関して言えば、もう地図をちゃんと見てなかったのかどうかとか、そういう——鍋島の場合には細かい対応のところでは不十分があったんじゃないのかということ、かなりやりとりがもう進んでいる部分ですよ。だから、ちょっとこうケースバイケースだろうと、そこは思いますからね。

当然、原則は同意を得るというのは当たり前のことなので、そこに対する十分な配慮の問題で、前回もう相当やり合っていますから、そこはもう踏まえてあると思うんですが、結局、流れがわからなくなってしまうというところですね。

ずっと、今さっき経過を聞いていますと、途中まではよかったけれどもということで、9月の鍋島小の問題が表に出たらまた流れが変わってしまったということで、結局その後は何も物が言われていない状態だということなんですか。文書を持ってくればもう大丈夫ですよとなっていたのが、突然またがらっと変わってしまったって何もわからなくなったということなんですか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

その9月以降もですね、我々のほうとしては何回もアプローチをさせていただいてはおります。ただ、やっぱり向こうさんのほうが会っていただけないというふうなこともありまして、なかなかちょっと——我々としても入り口が——まあ、こういう言い方をしたらあれなんですけど、ちょっと地域の方との関係もうまくとられていないので、地域の自治会長さん方もなかなかお話しに行けないという部分もあって、ちょっと手の打ちようがないという部分は今のところあります。

○田中委員

別の質問に戻りたいと思うんですが、私、先ほどですね、ちょっと関連で本当は言いたかったんですけど、先ほど例外と言われたですよ、松梅のやつを、指定管理者の関係で。

地元密着とかいろいろ歴史があるから例外で、高木園のほうはそうじゃないと。高木園そのものに対する考え方というか、一般的な公共施設というやつと、あと私は高木園というまた一つのDVの問題とか、いろいろ市の政策とかの関係でやらないといけない施設というのもあるんですよ、そこは全然一般で、こっちは例外と。そこら辺の何というか、何を市の政策的なところで基準を持っていらっしゃるのか、ちょっと逆に私は思ったんですけども、ちょっとそこら辺はどうなんでしょうか。

○藤田こども課長

今、議員おっしゃったように、高木園につきましては、やはりDVとか、当然、ある意味では母子家庭の生活支援という意味では、やはりそれだけのノウハウをお持ちになった

ところが当然必要だということももう一方ではあります。

そういう意味で、少なくとも随契——今、社会福祉協議会でやってはいるんですけども、ほかに社会福祉法人であれば、そういうふうなノウハウも含めたところでお持ちになっているところもあります。

例えば、県の婦人寮とかいうところも社会福祉法人が指定管理者として入られている部分がありますので、私たちとしても特殊事情のある高木園イコールすぐ随契じゃなくて、少なくとも少し門戸を広げた形で新たなノウハウをお持ちになっている福祉法人とかあれば、そこも入れた形で審査させていただきたいというところで、今回公募させていただいた経過があります。

○田中委員

そういうところで、しかし、応募はなかったと言われたでしょう。そういう気持ちは持ちながら、だまっとつたら結局、市の社協という格好になっているわけですよ。

私は、それと基準点のところ、いろいろ施設の管理体制の125点の98点とかね、効果的な運営のところは225点の169点とか、点数がとられていますけれども、何と言うかな、一般的にその社会福祉法人がノウハウを持っているんじゃないで、市の例えば母子行政とか、それから子どもの行政とかいう感じの中でいくと、非常に市の政策との関連も密にやらないといけない施設というところ、ちょっと私は今の社会福祉法人というくり方でもちょっとぴんとこないんですけども、ある意味、佐賀市のいろんな母子支援とか自立の問題とかいうところの政策は、あそこの中で結構いろいろやらないといけない部分ですよ。そこら辺の連携の問題とか、そういう意味でどんな位置づけの中で——例えば、県の社会福祉法人でそういうところがあるならばきちっと話をし、市の社協との中でいろんな経営とか企画をしてみるとかいうのがあるのかなと。

そこら辺は、ただ点数だけぼこぼこっと書いてあって、中身がちょっと言われるような中身で動いているのか、ちょっと私にはよく伝わってこないんですけど、改めてもう1回。

○藤田こども課長

一応、委員会の中の指摘の中でも、例えば今の入所の方——母親あるいは子どもさんも結構、精神的に不安定な方がおられるとか、当然DVの被害に遭われた経験を持たれる方もあるとか、あるいはまた退所後のケアはどうなっているんだとかいう、今議員おっしゃったような行政との連携のところも当然あると思います。

当然、そこら辺については、特にケア——いわゆる精神的なケアとか当然カウンセリングにつきましては、福祉法人としても月1回のケアはされていますけど、当然うちのこども課の相談員、あるいはまた児相のカウンセラーも定期的に行って御相談に応じるとか、あるいはまた専門機関が必要なときには同行してからドクターの相談を受けるとかいう連携的なところは、当然佐賀市としてもやっているところでもあります。

○田中委員

先ほど松梅のときにも、いわゆる地域との関係とか指導の継続性とか言われていましたよね。

私は先ほど言われていた行政との連携の3つの問題とかね、それから、その人たちを継続的に支援していく——1年、2年の問題じゃないわけですから、ある意味。そういう意味では例外というふうに言われた中身と、高木園のほうは例外じゃなくて一般的な公募ですというふうに言われていたところのその考え方の差が、私はないんじゃないかなと。そういう意味での継続性とかね、それから入所者の自立に対する支援の行政との連携とかいうのは、逆にずっと必要になってくる、ある意味では。

だから、社会福祉協議会がそういう体制を、指導も含めてとっているとするならば、そこより密にどうしていくかというふうな観点も私は必要と。そういう意味での例外というのは入らないのかなというふうに思いますけれども、どうなのでしょう。

○藤田こども課長

特に松梅児童館につきましては、開設当時からやはり社協さんが入られて、設立当初からそこら辺のいろんなノウハウは受け継いでいただいた部分はあったし、かつ規模もですね、子どもさんが、児童クラブが一応12人、保育所の部分が20人というところで、規模的にも施設の小さいというところで、逆にまたそこにほかの社会福祉法人が入るような状態があるかというところ、正直経営的にも非常に難しいかなというところもあると思います。

そういう意味で、やはり地元密着というところでは、確かに大前提は私たちも申した次第でありますけれども、もう一方で、高木園につきましては、やはりもう少しノウハウの部分ではまだまだ随契じゃなくて、ほかの福祉法人も含めたところで考えられるかなというところで少し考えの余地が違うかなというところを考えました。

○田中委員

いや、いわゆる指定管理者制度導入という立場からすると、所管のところではそう言わざるを得ないというのはちょっと気持ちはわかりますけれども、私はそういう意味ではね、施設によってのケース・バイ・ケースというのは当然あるというふうに思うんですよ、一律にいかないというのはね。さっきの松梅のこともケース・バイ・ケースであるでしょうし。

そういう中でいくと、この高木園というのは、ある意味、これから特に母子家庭、それからいろんな今の社会状況の中でいくと、そういうシングルマザーの問題とか、児童虐待とかDVの問題とかいうところも、政策的にもやっぱりここできちっとやっていくという位置もあるわけですから、もう少し高木園に対する管理運営の考え方というのは、私は部内です、やっぱりさっき言われたほかにノウハウがあるんじゃないかと、そんな簡単な問題じゃなくて、きちっと佐賀市の母子行政とかDVの問題、児童虐待の問題をどうやるかという意味で、高木園の重要性というか、一応もう1回きちっと議論をしていただきたいというふうに思います。

○平原委員長

答弁は求めますか。

○田中委員

これはどうでしょうか、部長でしょうか。担当課で言えるのか、部長か、ちょっとよくわかりません。

○中島こども教育部長

御意見ありがとうございます。

確かに、その松梅の児童館と高木園では内容もちょっと異なってはくるし、また松梅のほうが地域ということでちょっと配慮した部分もあったんですが、委員御指摘の部分も含めまして、ちょっとまた検討させていただきたいと思います。

○田中委員

それはぜひしていただきたいと思いますが、私は松梅を公募にせろとか言っているわけじゃないんですよ。きちっとそういう意味でのケース・バイ・ケースがあるから、高木園というのも一般的な施設管理みたいな感じじゃないんでしょうというふうに言っていますから、そこはよろしくお願いします。

○平原委員長

答弁を求めますか。

○田中委員

いえ、いいです。

○野中副委員長

松梅のこの児童館ですね、127号議案。これは随契ですよ、随契ということはわかるんですけど、審査は、いわゆるこれは内部職員のみ審査という形になっていますけども、これ逆に随契でするのであれば、そういうやっぱり審査の場合、内部プラス外部の客観性というかね、そういったのも入れると、結局お互いに緊張感の欠如とか、長年のおつき合いとか、そういった理由という——先ほどからずっとこうる言われていますんでね、これやっぱり、客観性を入れるということでちょっと考えていただきたいんですが、ちょっとその辺どうなんですかね。検討はこれまであったのかどうか、そこも含めて。

○藤田こども課長

一応、今の指定管理の手引によりますと、公募するときには基本的には外部委員を入れなさいという規定があります。それでルールに従って、これについては随契だったものから、外部委員というのは確かになっていない状態です。

ただ、内部的には確かに議員おっしゃったように、審査ですので、評価ですので、そういう意味では外部委員の必要性というのを議論した経緯は確かにあります。

ただ今回につきましては、一応先ほど申した地域との連携部分では、やっぱりそれだけの連携事業を行うイコール地域の信頼性は当然得られているかなというところでは、その

まさに利用者である地域の方たちの評価はある程度高いのかなというところで、ちょっと今回につきましては外部委員を入れない形での審査をさせていただきました。

○野中副委員長

そしたら、今後はどうされるのか、ちょっと——必要なと思うんですよね。そこら辺の検討を含めて今後どうされますか。

○藤田こども課長

一応、今後の分につきましては外部委員の審査も含めたところで、当然研究をさせていただきます。

○平原委員長

よろしいですか。ほか、御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、第120号、第127号、第128号、第133号及び第134号議案の審査を終わります。

次に、予算議案でございます第108号議案を審査いたします。

それでは、執行部のほうから説明をお願いします。

◎第108号議案 平成23年度佐賀市一般会計補正予算(第5号) 説明

○平原委員長

今、説明がございましたけれども、第108号議案ですね。委員の皆様方から御質疑を受けたいと思います。

○千綿委員

先ほどちょっとパソコンの話をされ、7校で227台、ちょっと割り切れないんですよね。割り切れないということは、多分学校によつての台数が違うのかなと思うんですが、ちょっとそこら辺の考え方、例えば35人学級じゃないところもありますよね。多分、鍋島は一部38人とか9人いますが、そこら辺のパソコン台数関係の考え方、生徒1人1台なのかというところを含めてちょっと説明をいただけますか。

○貞富学事課長

まず、今回の227台の内訳を申し上げます。基本的に、学校のほうで教師用1台と生徒用40台、これは学校の規模によって違いますけれども、基本そういうふうになっています。今回はすべて41台というか、教師まで含めての更新校になりますが、41台を更新した学校が4校ございます。勸興小学校、嘉瀬小学校、北川副小学校、金立小学校でございます。これは41台を更新しております。

あと残りの高木瀬小学校、鍋島小学校、東与賀小学校につきましては、実は21年度に40台のうち20台を既に更新済みでございます。そういうことからこの3校につきましては21台になりますので、それで今回、合計227台ということになります。

その台数の考え方というか、基本は、先ほども申しましたように教員用の1台と生徒用

の40台というのが基本になりますが、学校の規模によってはそれより台数が少ないという
ような状況でございます。

○平原委員長

いいですか。ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、以上で子ども教育部に関する議案審査を終了いたしたいと
思います。

子ども教育部の職員の皆さん方、退席をいただいて結構でございます。

◎執行部入れかわり

○平原委員長

それでは、引き続き議案審査に入ります。

まず、条例議案及び一般議案について審査に入りますけれども、第129号及び第130号議
案につきましては、地方自治法第117条及び委員会条例第18条の規定により川原田委員が
除斥の対象となりますので、退席を求めます。

◎川原田委員退室

○平原委員長

それでは、執行部から説明を求めます。

◎第129号議案 佐賀市立諸富文化体育館及び佐賀市立諸富公園体育施設の指定管理者の
指定について 説明

◎第130号議案 大和勤労者体育センター及び佐賀市立大和中央公園体育施設の指定管理
者の指定について 説明

○平原委員長

今、第129号、同じく130号について説明を受けました。

委員の皆様方から御質疑ございましたらお受けしたいと思います。

○田中委員

この体育施設の指定管理というのは何回目かな、ちょっともう初めてじゃないと思うん
ですけど、例えばこの諸富の体育施設の基準点に対して当選された方は、基準点612点で
市体育協会629点ですよ。

もちろん、その比較とすると、その相手の方が六百何十点だからそうなんですけど、前
回からずっと引き続きやられてきて、例えば、ちょっとこれを見たら利用促進等管理運営
実施計画に関することというのが300点中206点とかなっているんですけども、継続して
ずっとやられている中で、評価点からするとぎりぎりみたいな感じというのはどうい
う一何といいますか、改善とかね、その問題点とか日常的にやられているのかなあという
のをちょっと伺いたいんですけども、比較するとこっちが上だから、こちらがもちろ
ん指定管理されたんですけど、中身的には進展というか、いろんな改善を含めてどうなの

かなというのをちょっとお伺いしたいんですけど。

○吉松スポーツ振興課長

今回、2回目ということで、体育協会のほうが選定を受けたわけですが、今指定管理を受けている中でも、その体育協会の持っている加盟団体を利用したスポーツ教室を開催したりとか、あるいはお客様に対する接遇の悪い部分を日々改善していくとか、改善の努力はされておりますけども、特に諸富文化体育館におきましては、体育協会につきましてはちょっと文化の部分ということで、ちょっと弱い部分もございますので、そういう部分が不足しているとか、そういう部分は現在もあります。

その分をどういうふうに今後改良していくのかというようなことが1つの課題というような形で上がってはきております。

○田中委員

以前に指定管理をされて、施設の運用の仕方というのは変わらないわけですよね、新たに何か、文化施設が加わったわけじゃないですから。

そこら辺をやっていく中で、先ほど言われた、まあ体育協会ですから体育のことは一生懸命そのノウハウも持っていらっしゃるけど、ちょっとその文化的なところはなかなか手が回っていないというお話かと思えますけど、それは前回もやる中で、指摘されてくる中で、今回の指定管理だったろうと思うんです。

そこら辺が課題として残りますと今言われたけれども、ある意味、ここに再指定されるとそこがネックというか、ある程度あるということはわかっているところですよ、評価点としては。

そこら辺の中身というのはどんなふうに評価というか、改善含めてですよ。同じごと、またちょっとね——総合点は上がったけど、また5年間はそうですという話には、私はならないと思うんですけど。

○吉松スポーツ振興課長

委員さんからもそういう面でちょっと弱いという御指摘を受けておりますけども、向こうからの提案というような形ですけども、イベント会社あるいは文化振興財団からの知恵を得て独自のもので文化人を招聘できればとかいうような考えとか、あるいは職員の募集の際にそういった方の採用にも取り組んでいって力を入れていくとか、スポーツと文化の融合の取り組みを行ってスポーツ講演会やポスター展、写真展などのイベントの開催も図って、その文化のほうにも力を入れていくというような提案をされております。

○田中委員

今からまた新たにやられるわけですから、これから5年間ですかね、ちょっとそこら辺はぜひ、目に見えた形で改善というのをそれはもたらしていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○山下明子委員

これ、諸富と大和の審査委員会のメンバーは違うんですか。

○吉松スポーツ振興課長

メンバーは一緒でございます。

○山下明子委員

そうすると、施設が違うからということなのか、何なのか、要するに同じ体協がやっていて、いろいろこう点数が違いますよね。その辺は、どういう違いがあるわけですかね。

○吉松スポーツ振興課長

端的に言いますと、大和のほうは体育施設だけですので、体育施設の分はほぼ順当といえますか、管理をやっているけど、諸富については文化の振興という部分がありますので、そちらのほう若干弱いという部分の指摘は受けております。

○山下明子委員

もう違いはそれだけと思うということですか。この点数の開きの主な根拠はもうほぼそれだけ。

○吉松スポーツ振興課長

管理体制につきましては、財団法人佐賀市体育協会——神園のところにありますけども、そちらを中心に今管理をやっておられますので、管理自体は同等の管理をやられているという部分でございます。

○山下明子委員

そうすると、市としては諸富の文化体育館の文化の部分が弱いということを言われているわけですが、市としては、市の考えというのはいないんですか。

つまり、市はこういうふうにしてほしいなというふうなことがあるのか、もう管理者だけで考えなさいよと。あなたたちがアイデア出さんのが悪いんだという立場なのかね、市としてはどういうことを想定されているわけですか。

でない、つまり、ちょっとさっきの田中委員の指摘とも重なりますが、ずっと同じことの繰り返しになっていくわけですよ。市としてのビジョンをどう持っているのか。

○吉松スポーツ振興課長

現在は体育の部分に力を入れたような形でされていますし、実際利用のほうも体育の部分が大半を占められています。

ただ、この会館の目的としては文化の部分も含めた会館という形になっておりますので、それは指定管理ばかりではなくて、行政の我々の中でもですね、文化振興課ともいろいろ話をして、どういう部分ができるかという部分も検討していかなければいけないというふうには思っております。

○金山社会教育部副部長兼文化振興課長

私も直接審査委員として、2団体の評価を直接させてもらっています。

大きな内容としては、先ほどから出ていますように、体育施設については体協は一定レ

ベル以上のノウハウを持っていますから、点数的にも大和のほうが当然高くなるわけです。諸富の文化体育館は先ほどから出ていますように、文化の振興面ということでその要素も加わっています。

審査委員の立場から見て、先ほどから課長が言っているように、文化面のノウハウがまだまだ経験が浅いというか、不十分ということで、私としては先ほど話も出ましたが、例えば文化振興財団がいろんな自主事業をやっていますので、ノウハウは持っていますから、そういう財団と協議——協議というより会議とアドバイス、そういうものも受けるような場をやはりつくっていただいて、積極的に財団が持っているノウハウを吸収していく方法も一つの有効な手段ではないでしょうかといったことは、お話ししています。

それともう1つ、その前回から引き継いで財団が指定管理者として、再度認定を受けたわけですが、やはりほかの委員さんといろいろ話をしていると、やはり文化面で弱いということは前回からも当然出ているわけです。ですから、そういった部分をもう少し強化をしたほうがいいという意見は出ているはずですよ。

私も今回初めて審査をした中で、前回そういう意見を受けているのに、それがなかなか反映されていないという部分がやっぱりあるんじゃないかというような印象を持ちましたので、私としては審査委員の立場からですね、ほかの委員さんたちも同じような意見を言われているから、それをきちっとスポーツ振興課から体協に対してこういう審査委員の意見が出されていると。それをもとにやっぱり、自分たちでもっといろいろ頭をひねるような、そういう指導監督、アドバイスもスポーツ振興課のほうから積極的に指導していくような考えを持ったほうがいいのではないですかというようなことは伝えておりますので、そういうことで市としては、文化体育館は施設の的にも文化施設としての専門的なホールじゃないので、いろんな使い方にも制限が出てくるかもわかりませんが、限られた条件の中でやはり最大限市民の方に文化を発信するようないろんな企画、イベントをやはり財団のほうのアドバイスを受けながら考えていってくださいということではお願いはしています。

○平原委員長

執行部をお願いいたします。

文教福祉については、非常に審議もいろいろ多く抱えていますので、簡潔な答弁をお願いしたいと思います。

○山下明子委員

いやいや、丁寧な答弁でよかったと思うんですが、ただね、私今おっしゃっていたのを聞きながら感じたのは、施設としては市の施設ですよ。受けたのはたまたま体協だということであるだけで、その施設の性格からいった場合に、むしろその審査員の立場でいろいろ言われたことはいいと思うんですが、現実、日常的にやっていく上でもね、この施設の性格からいってもっと社会教育としても、つまり文化振興の立場からもより施設としてかかわっていくというふうにしていかないと、体協はスポーツ振興課が担っているからそ

こしか言えないということではないわけでね、施設としてはですよ。

だからそこをもう少し、今言われたのは主体的にそのほうからね——文化振興のほうからもかかわるといふ立場に立っていかないと伸びていかないとしますので、そこはちょっとぜひ努力していただきたいなと思います。

○野中副委員長

両施設とも佐賀市の施設ということは、もうこれははっきりしているんですけども、利用者を見てみると、やっぱり地元の方々というのが多いと思うんですね。多くを占めていると思うんですけども、例えば、この選定委員の審査委員会の構成ということで見てみましても、こういうところ——地元の声ということ、地元の利用者ですね、利用者を入れたほうがよりよい声というものが聞けるんじゃないかと思うんですけど、ここら辺は検討がなされなかったのか。

○吉松スポーツ振興課長

一応検討はいたしましたけども、利用者の代表という形で、今回スポーツ指導者の立場のレクリエーション協会の事務局長さんを入れてはおりますけども、ただ地元ということになりますとちょっと地元色に偏るといふ部分もございますし、佐賀市全体の施設でございまして、今回はそのレクリエーション協会事務局の方を入れたというような形でございまして。

○野中副委員長

偏るといふかですよ、これはもう、逆に追加してもいいんじゃないかと思うんですよ。これ5名ですから——そういう中立な方、全体を見られる方、またその地域の方。

それと行政もですよ、これ2名で本庁の職員じゃないですか。例えば、これを諸富支所とか大和支所とか、そういった職員の方々も——現場の方を入れればですよ、もう少しやっぱり、何ですかね、細かな部分というのがやっぱり反映されるんじゃないかと思うんですけど、ちょっとここら辺はどうなんですかね、今後、プラスして考えられないのか。

○吉松スポーツ振興課長

今後につきましては、地元の職員を入れるなり、そこら辺の検討はしていきたいというふうに思います。

○野中副委員長

それともう1点ですけどね、いわゆる体育協会、今回選ばれたわけですけども、この体育協会の中に役員として佐賀市の職員はどなたが入られているんですかね。

○吉松スポーツ振興課長

まず、今回委員に予定しておりました部長が参与というふうに入っております。それと、私が理事というふうに入っておりますし、市長が名誉会長ですかね。まあ、実質的な実務の部分では部長と私が入っております。

○野中副委員長

そしたら、公募ということで考えた場合に、その現状において、佐賀市のそういったかかわっている方、実務的な部分とかですよ、もちろんその名誉職的な部分でかかわっていらっしゃるという部分も多いかと思うんですけども、そういった公募をする際に、結局佐賀市の何ですかね、行政と何か重なっているというか、そういったところの部分で透明性とか公平性というのが担保できるのかなというのちょっと思うんですけども、ここら辺、どうなんですかね。そういったケースというのとはなかったのかな。ここら辺、どうなんですかね。偏ったりしないのかなと思って。

○平原委員長

答弁できますか。わかる人が答弁してもいいですよ。わかる人が答弁してください。

○スポーツ振興課管理係長

一応、委員おっしゃるとおり、その辺があるんですけども、一応審査委員には本来、部長、課長が入るべきところ、そこは入っていますので、それを外して副部長、特に副部長は今回文化も入りましたので、それと副課長が審査委員としては出ております。

○平原委員長

いいですか。

それでは、ほかに質疑がないようでございますので、第129号及び第130号議案の審査を終わります。

川原田議員の入場を許可いたします。しばらくお待ちください。

◎川原田委員入室

○平原委員長

それでは、残りの条例議案であります第121号議案を審査いたします。

執行部、説明をお願いいたします。

◎第121号議案 佐賀市体育施設条例及び佐賀市立諸富文化体育館条例の一部を改正する条例 説明

○平原委員長

121号議案についての説明をいただきました。

それでは、委員の皆様方から御質疑を受けたいと思いますが、御質疑ありませんか。

○福島委員

2ページの下の方に、経過措置のウに激変緩和が挙げられていますけども、おおむねどのくらいぐらいの期間激変緩和を続けて、いつぐらいにほかの基準と合うような料金に統合していくのかという目安を。

○吉松スポーツ振興課長

1.5倍の上がっている部分で、激変緩和をしているところとしていないところとがあるんですけども、もともと料金が安いところについては激変緩和をしていないんですけども、激変緩和をしている部分については、その差額等を上乗せした分については24年

度だけは激変緩和して、25年度から通常の料金に戻るといような措置をしております。

もう1つ、1.5倍を大幅に超える部分でも、ちょっと上がるという、先ほどの勤労者体育館みたいに840円でとめるとかいうような部分の措置をしている部分もございます。それは、次の料金を見直すときに改定をしていくという部分の激変緩和をしている部分もございます。

○福島委員

じゃあ、料金が基本的に低いところは1年間でなべるといっていても、高い部分が次に料金を改定するというのが、それはいつぐらい——何か目安があるの。

○吉松スポーツ振興課長

今回の料金の改定の基礎になるのが、かかっている維持経費の5割ぐらいは負担をしてもらいたいという部分がありましたけども、料金を統一する段階で、ちょっとそこにしますと料金が非常に上がってくるという部分がありました。

その分については、低くというか、他市の状況を見てちょっと……

(発言する者あり)

見直しについては、目安としては大体5年ぐらいをめどに見直したいなどは思っております。

○福島委員

今回は、合併後におおむね3年間で統一しましょうというのが根底にあって、統一に向かっていくわけですね。当然、それぞれの市町村が持っていたレベルで料金が違うのをなべていけば、当然そういったのは出てくるわけですね。

だから、激変緩和をしていただくのは、それは別に市民の利便性にとってはプラスに働くんではよろしいんですが、もともとのスタートがそろえましょうというところからスタートしているわけですから、だから、じゃあ、その料金が金額的に低いところは1年でなべますよと。でも、高いところは、ちょっとわからんけどいつかやりましょうという状態ですね。

でも、そこは本当だったら、やっぱりスタートがそろえましょうというところからスタートしているのであれば、激変緩和は例えば3年間なら3年間ですよと。そこでじゃあ、またここで一気に上がるから、じゃあ、もう1回激変緩和を入れましょうねということは入れてもいいと思うんですよ。

だから、そういった意味で最終的には5年なら5年をめどに全部そろえますけども、3年後に一度見直しをかけますみたいな形ですよ、そこはないとスタート時点のあれから外れるのかなと思うんですよ。だから、その辺は、ちょっと一度部内でもんで、検討していただきたいと思います。

○平原委員長

答弁要りませんか。

○福島委員

ちょっと一応何か。

○吉松スポーツ振興課長

御指摘ありました部分——先ほどもちょっと答弁でお答えしましたけども、負担50%を目指しておりましたけども、そこに到達できなかったという部分もありますので、その部分はまた部内のほうで検討をして、いつ改正をするのかというのを検討していきたいというふうに思っております。

○山下明子委員

この議論をずっとしてきた中では、物すごく高くなり過ぎて結局利用がされにくくなったら元も子もないし、施設の何というんですかね、施設のレベルだとか何かに応じてやっぱり維持管理がどうしてもかかってしまうために、それをかぶせてしまったらちょっとそれは話にならないということもあって、それは利用者の責任ではなく、建てたときの計画だとか、そういうことも関係してくるということはあるわけなので、そこはやっぱり状態を見ながらとしか言いようがないのではと思いますし、そのそろえるという中身が、基本的にはそろえるということで今ここまで来ているので、だから今言われたように何段階かをしていくということはもちろんですが、到達点も必ずしもそうなりにくい施設はあるということは、ちょっとそこはきちっと持っとかないと、そろえるんだということだけ言っていたらちょっと違うような感じを私はちょっと今聞きながら思っていたんですが、その辺はどういう認識でおられるかをちょっと改めて伺っておきたいと思います。

○吉松スポーツ振興課長

当然、利用者が——施設としては必要ですけども、利用者が少なくて維持管理が非常にかかっている、こういう計算でひき直すと料金が非常に上がってくるという部分もございます。

その分につきましては、今回、他市の状況を見て料金を設定したわけですけども、その分については、やっぱり上げたら利用者の負担もかかるし利用も減るというような部分がございます分については、その部分でとめると。

ただ今回、激変緩和で一部中途半端みたいな形の料金を設定している部分がございますので、その分については一緒の料金に戻すような措置は考えていきたいというふうに考えております。

○平原委員長

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、第121号議案の審査を終わりたいと思います。

次に、予算議案でございます第108号議案を審査いたします。

執行部、説明をお願いします。

◎第108号議案 平成23年度佐賀市一般会計補正予算（第5号） 説明

○平原委員長

今、説明を受けましたけれども、御質疑。

○黒田委員

聞くところによると、当初は230万円か何かされていたんですかね。それが180万円になったんですが、これは宝くじですから50万円は返還せんばいかんわけですよ、じゃないかな——そういうことじゃない。枠があって、そして230万円したところ、180万円したら50万円ぐらいの差があると。それはどういう解釈してよかと。

○右近社会教育課長

当初は250万円で承認をいただいております。それがこういうことで変更されましたので、再度変更申請を出されて180万円に変更したということで、返還する必要はございません。

○黒田委員

そしたら、枠というか、宝くじの枠ね、佐賀市に与えられた枠が幾らかあるだろうと思いますが、その枠からすると、それはもう関係なくよかと。

（「申請したほうが正しい」と呼ぶ者あり）

○黒田委員

いや、そこだけちょっと。

○右近社会教育課長

当初からは70万円減額というか、減りますが、それはそのまま申請が少なくなったということで……

○黒田委員

だからね、少なくなったという……。私は250万円来るところが70万円減ったと。本来ならば、これは満杯であれば70万円来ておったわけですよ。しかし、そういう公民館が建たんという事情もあって減らされたということやけん、その70万円が本来ならばほかのところにも回されてもよかったと思うんですよ、逆に言うと。そういうのはどうかと言うんですよ、私は。

○右近社会教育課長

申請そのものが180万円に減らされていますので、それを自治総合センターが減らしたということではございません。全体の佐賀市の枠としてというか、既に9月に計上しているところは申請額を全額助成していただいておりますので、実害というのはいないです。

（発言する者あり）

○平原委員長

いいですか。あと1回質問してください。

ちょっと答弁が食い違っています。

○黒田委員

あのね、250万円申請をされて、そして180万円と。70万円枠が余ったわけですよ、解釈をすれば。そしたら70万円、解釈としてはほかに回されたというふうに私は思うわけですよ、本来ならば。そいけん、そういうのでどうかと聞いているわけですよ。

○右近社会教育課長

ほかに回すべきそういう申請はあっておりませんので、その必要はなかったということです。

○黒田委員

あのね、わからんかな。要するにこれがね、公民館をどういう事情か知らんけども、建たなかったということなんですよ。そしてその公民館、石とかなんとかをずっと減らされてかんたっていると思うんですが、そこに問題があるんですよ。要するに申請額は250万円されて減らされるならあと70万円、ほかのところ上げてよかということになるわけですよ、枠があれば。だから、そういう意味では慎重さが足らんのやなかったかということですよ。

○右近社会教育課長

このコミュニティー助成は、昨年度に既に申請を全部されています。3件、全体で申請をされています。それぞれ申請額どおりで承認を受けられておりました。鍋島1丁目自治会としては、自治会の都合で250万円も要らないと、180万円でもいいという申請にかえられましたので、その申請で承認をされたということです。ですから、余りというか、余りという概念はございません。

○平原委員長

いいですか。ほかございませんか。

それでは……

(「もう1つ、報告があります」と呼ぶ者あり)

じゃあ、報告をお願いします。

◎第21号報告 専決処分の報告 説明

○平原委員長

今、報告がございましたけれども、御質疑等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないということでございますので、以上をもちまして社会教育部の審査を終わりたいと思います。

それでは、社会教育部の皆さん方は退席をしていただいて結構です。

◎執行部退室

○平原委員長

お昼から福祉関係がありますので、1時から再開いたします。

しばらく休憩いたします。

◎午後0時4分～午後1時5分 休憩

○平原委員長

それでは、午後からは保健福祉部の審査に入りたいと思いますけれども、まず委員の皆さん方にお諮りしたいと思います。

実はあした、委員会の採決が終わった後に研究会に切りかえて、教育委員会部局と保健福祉部のほうの研究会というふうに思っておりましたけれども、きょう保健福祉部のほうの審査を今から始めますけれども、終わってそのまま保健福祉部だけの研究会に切りかえてはいかがかというふうに思いますけれども、よろしゅうございますか。

(「時間のかからんならね」と呼ぶ者あり)

時間はそんなにかからないと思います。

(発言する者あり)

じゃあ、保健福祉部のほうはそれでよろしゅうございますかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、まず議案の審査に入りたいと思います。

まず、予算議案以外の議案であります第118号、第119号及び第126号議案について審査をいたします。3議案について執行部から説明をお願いしたいと思います。

◎第118号議案 佐賀市乳幼児及び児童に対する医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例 説明

◎第119号議案 佐賀勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例 説明

◎第126号議案 佐賀市精神障害者地域生活支援センターの指定管理者の指定について 説明

○平原委員長

それでは、今、118号、119号及び126号の説明がございましたけれども、これから委員の皆さん方から御質疑を受けたいと思います。どなたかいらっしゃいますか。

○千綿委員

済みません。

ちょっと医療費のことで、資料の2か、保健福祉部2の一番最後なんですけど、基本的な考え方をちょっと教えていただきたいんですが、佐賀市の人が小城市の医療機関にかかったとしますよね。そしたら、これは要するに住民票があるところの人のあれでいいということなんですかね。それが1点。

それと、先ほどのプラットさがなんですけども、これの年間委託料を教えてください。2点。

○江副保健福祉部副部長兼福祉総務課長

医療費の件なんですけど、今現在、3歳未満の人、それから就学前の人、3歳未満は資格証を

お渡ししています。ということは、佐賀市民の方に対して資格証を渡していますので、例えば別の市外の医療機関にかかるところについても、佐賀市内の人であればうちの制度を活用されるということです。以上です。

○小笠原障がい福祉課長

年間委託料は1,950万円となっております。

○福島委員

勤労者総合福祉センターの件ですけれども、料金の部分なんですけどね、午前中に教育委員会関係で体育施設の料金改定もあっていて、あれは全部時間単位に変わったんですね。1時間単位で幾らにしましょうという形に全部統一されて、これは午前、午後、夜というふうに分けられて、なおかつ正午から1時、5時から6時の1時間という設定がないわけですね。その辺の考え方をちょっとお聞かせください。

○岩橋健康づくり課長

現状のところ、社会教育部のほうでは1時間単位ということで改正されているということで、今後、この部分に関しては内部的にはうちのほうも検討を、どちらのほうがいいか検討していきたいと考えているところです。

それと、正午から午後1時の1時間あいていない部分に関しては、入れかえの関係がありますので、前の利用者が12時まで使われた場合、その後、大体30分の間で入れかえをもらって、次の人がまた12時半過ぎぐらいから入れるようにということで1時間、ここに関してはちょうど入れかえの時間ということで利用料金を取っていないところです。以上です。

○福島委員

そうした場合は、タイミングよく、例えば、午前、午後、夜と分かれて借りた場合は、それで十分いいと思うんですけども、例えば終日借りるとした場合、当然、その1時間というのは料金が発生しないけれども、使っている状態が起きるわけね。

みみっちいかもしれんけども、それともう1つは単価——午後の単価と夜の単価、要するに1時から5時は4時間で1,680円で、夜間は6時から9時で3時間で1,680円。今後、時間単位に持っていった場合には、この辺のほうの調整も出てくると思うんですけども、今現在、その違いというのは何の理由で違っているんだろうか。

○岩橋健康づくり課長

基本的には3時間と4時間で分けておりまして、3時間で今のところ、406円、407円ぐらい、午後からは420円ぐらいのところになっています。

そこに関しましては、利用状況をかながみながら設定をしているところで、この辺も含めたところで1時間当たりの設定というところはもう1回設定を考えなくてはいけないかなと考えているところです。

○福島委員

だから、あとは利用者の利便性の問題もあって、でも考えられるなら1時間ごとに単価をきちんと決めたほうがうまいぐあいに切って、3時間も4時間も要らない人もいると思うし、1時間で済むという方もいるかもしれないので、利便性を考えると時間単位のほうが私はいいと思うので、検討を加えてください。

それと単価の違いの今の説明は非常に鑑みていうだけでは根拠に乏しいので、そういったところの根拠もきちんと理由づけてやっていただきたいと思います。意見でいいです。

○山下明子委員

この表題というか、この目的そのものは——済みません、メートプラザのほうですが、要するにトレーニング室を会議室に改修するということがこの議案の目的だと思うんですが、会議室にした場合、多目的ということなんですが、ということはどういうことまで想定されたようなことを考えられるんですかね。

つまり、鏡がありますよだとか、そういうことを考えるのか、部屋としてですね。そういう健康増進のために使うということも考えたら、ヨガだの、気功だの、何だのというと、鏡があったほうがいいですよという、そんなことも出てくるわけですが、そのあたりなどはどのように考えておられるんですかね。

○岩橋健康づくり課長

現在のところ、まず今のトレーニング室には筋力トレーニング用の機械等がありますので、まずはそれを全部撤去してオープンスペースか、フリースペースの形にまずは改修をしたいと思っています。

基本的には、机とイスを用意して会議に利用したいという方がいらっしゃる場合は、机、イスを出して利用していただくということですので、想定としては、基本的には気功とか、太極拳とか、室内でできる、小会議室等でできる程度の健康運動等までは考えているところです。

済みません。鏡の設置についてはちょっと今のところ、まだ検討はしていないところです。

○山下明子委員

だから、ぜひ利用者の方の意見をこの際、聞いていただいたほうがいいと思います。つくってしまったから、あれあれこう要望が出てくると、もう追加の何かが出てくると思うので、こういう機会はまだぜひ活用して、利用者の方のほかに何か設備として必要なものがあるならば、最初からつけておいたほうがいいということも出てくると思うんですよ。

だから、その辺はぜひ意見を聞く場を持っていただきたいと思いますが、そこはどうですか。

○岩橋健康づくり課長

一応、実際視聴覚室とか研修室を気功とか健康運動で使われている状況でありますので、そういう使われている方にちょっと御意見は聞いてみたいと思います。

○千綿委員

福島委員の関連なんですけど、さっきの時間ですね。1時から5時までが利用率が80%台と書いてありますね。これは多目的室をつくるための数字なのかなという気はするんですけど、どう考えても普通の会議で4時間とかいうのは余りなかじゃなかですか。

そいけん、今の実態——実態が例えば4時間けんが、使われんで80%台になっている可能性もゼロじゃなかと思うわけですね。例えば、2時間2時間で区切って使えば本来は会議が入れられたのを、もう4時間と決めとったおかげで使われんやったいしとつとの実はあつとやなかかなとちょっと思うんですが、そこら辺は調査とかされとるわけですか。

要するに時間単位に直したほうが、2時間2時間の枠を2つ取られるけんが会議が2つ入れられるよという話になるかなという気がするんですが。

○岩橋健康づくり課長

利用状況の調査については、実際会議室が2時間で利用されているのか、4時間目いっぱい使われているのかという調査、アンケートとか、いろんな調査は、ちょっと今のところやっていないのが現状で、今後、多分1時間にするのか、4時間でこのままにするのかという議論の中では、当然ここの利用者の方に聞いた上で設定を考えていきたいとは考えています。

○山下明子委員

済みません。

トレーニング室に関して言えば、利用者数は一応書いてはありますが、1日当たり、今が4名ですよ。だから、2,000名から1,300名ということは、もともと平成8年の3,400名が最多だったということで、あとはなかなかずうっと低迷していたということで、今ちょっとちらりと「そんなのがあったのか」という声も聞こえていましたが、存在も知られていないという状態だったということではありますが、やっぱり念のために、ここを使っていらっしゃる方の御意見などは聞かれたでしょうか。

○岩橋健康づくり課長

一応利用状況については、トレーニング室については利用状況のためにアンケート調査を実施して、どういう目的でここを利用されていますかということで聞いたところ、健康づくりというよりは筋力増強的な——運動機器そのものがどうしても筋力トレーニング用の機器を設置していますので、本来健康づくりというと、もう少しやわらかいというか、そういうトレーニングが必要なんでしょうけれども、ちょっと、そういう目的で利用されていると。

もう1つは、やっぱり料金が安いということで、利用されていると。

実際、いろんなところでの利用状況、そういうことを聞いて、あと、そのアンケートをとったところで月何回ぐらい利用されているのかということまで含めたところで、やっぱり利用者が固定してきているというところの状況を把握したところですよ。

○山下明子委員

そうすると、ここがもしなくなった場合にかわりに役割を果たせる施設があるかどうかということについてはどのように把握されていますか。

○岩橋健康づくり課長

まず、佐賀市の施設としては健康運動センター、それと本庄の体育センター、あと諸富のほうには諸富の文化体育館ですかね——のほうにあります。それと富士のほうにも、保健福祉センター、2階に。

(「支所の2階」と呼ぶ者あり)

支所の2階にも設置をしております、そういうところでの利用ができるものと思っています。

また、民間に関しましては、いろんなところ——ホリデーさんとか、リョーユーさんとかありますし、駅の中にも女性専用のフィットネスクラブ等も設置されているという状況は把握しております、そこを利用していただけるものと考えております。

○山下明子委員

そうすると、ちょっと民間は別として、公の施設として代替施設はあると。機器もちゃんと代替施設としてあるということによろしいですか。

○岩橋健康づくり課長

そういうふうに判断はしております。

○野中副委員長

126号議案でちょっと教えてもらいたいんですけど、これ再任ですか。

○小笠原障がい福祉課長

再任です。

○野中副委員長

どのような団体ですか。このプラットさが。ちょっと本来の……

○小笠原障がい福祉課長

平成14年度に設置されておりますが、精神関係の専門の方々に設置された団体です。

○野中副委員長

そしたら、もう市内ではここしかないということですかね、実際のところ。

○小笠原障がい福祉課長

法人格を取っているのはこの1団体だけと把握しております。

(発言する者あり)

はい。対応できる場所は1団体。

○山下明子委員

ちょっとほかのを聞こうと思っていたんですが、今の流れだと、ならばなぜ公募されたのかを聞きたいんですが。

○小笠原障がい福祉課長

応募条件に、今年度末までに法人格を取ればよいということですので、新たに法人格を取られるところがあればということで公募しております。

○山下明子委員

118号議案の子ども医療費のことですが、議案質疑でも随分あっておりましたから改めではもうよろしいのですが、ちょっと入院のことに関して、就学前はこれでそろったと、県内統一だからということではあるのですが、小学生も結局ここに引きずられた形で1,000円になってしまっているわけですね。

それで、この償還払いから現物になったというならまだわかるんですが、同じ償還払いのまま引き上げる理由があるのかということなんですね。そこについてはどうなんですか。

○江副保健福祉部副部長兼福祉総務課長

今回のこの医療費の制度を改正した背景もあるんですけど、やはり子どもさんを持つ親御さんというのは一緒だというふうな感覚を一つ持っております。

今回、その現物給付化したのは、もちろんその就学前までですけど、やはり小学生はうちのほうが単独でやっていますけど、ここの額はやはり一緒の額のほうが、お子さんに対しての分の負担のことを考えると合わせたほうがいいんじゃないかということで、我々これは単独事業ですけど、入院の1,000円はいただきたいというふうに考えています。

○山下明子委員

いや、それが上げろと言っているわけじゃないんですよ。上がっているから何でですかと言ったわけなんですけど、例えば、この資料の9ページの九州他県の状況を見ていると沖縄、一番下の沖縄は入院は無料というふうになっていますよね。

だから、本当は通院が日々のことだからここの負担軽減をとという考え方もありましょうし、いや入院のほうがより1回当たりの負担が大きいのでそこを手厚く見るんだという考え方もあるんだろうと思うんですが、沖縄の場合は後者でとってあると思うんですね。

それで、要するに佐賀市がこれまで小学校以上に、小学生に関しては月500円というふうにしていたのを、手続そのものは変わらないのに引き上げるという、そのことですよ、言いたいのは。

便利になったからごめんなさいよと言うなら、まだ理由が立つわけですが、全然便利にならないのになぜ上げるのかということに関しては、同じ子どもだからというのはちょっと余り意味のない答弁だと思いますが。

○江副保健福祉部副部長兼福祉総務課長

ここの部分の子どもの医療費という考えにやっぱりぶつかると思います。

やはり先ほど言いましたように、将来的にわたって子どもさんの医療費を見たいということで、今回、制度の一本化という部分を目指していました。それは将来的にこの額が本

当に不安定なく、安定してこの制度が確立できるということをこの医療費の助成については最大限で我々考えていたところです。

だから先ほど言われたように、単独だから小学生の部分は見直さなくてもいいんじゃないかというんじゃないけれども、我々は医療費の助成の考え方の制度の1本というのを考えた場合には、やはり、つながりがあります小学生、あるいはもっと先々中学生になるかもわかりませんが、ここの分については制度を、負担額は一律にしたほうがいいだろうというふうな考えでもって、今回償還払いは変わりませんが、そこのメリットはないかもわかりませんが、その制度上の一元化というのを図りたいということで、今回小学生まで見直しをさせていただいているところです。

○山下明子委員

今統一されたのは、就学前までということですよ。ここはやっぱり今まで300円だったり、300円を償還払いで戻していた玄海町までも含めて、負担増になっていくということも結構あるわけですね。

だけれども、統一だということでもうなった。なってしまったことに賛否両論はあると思うんですが、ただそこから上はその自治体の裁量なわけですね。

例えば、ここにある同じ入院で、500円にしていた基山町などは中学生まで含めて500円というふうになっていますが、ここは一体どうされたかどうかとかは聞かれているかどうかということと、きのうちらっと中山議員が表に出してありましたが、今回、県費が助成されて、市費の負担が若干軽減されることをもって、それをそのほかの部分に充てるという考え方の中で、例えば基山町の場合は、その分を通院費まで含めて助成の対象にするよというのをこの12月議会に提案されているというふうにちょっと聞いたんですが、そんなふうなことだとか考えたときに、結局その償還払いを現物給付にしてほしいという、すごく大きい声の中でここまで来て、ああよかったねと思っている部分と、全然そこはちっともいいことないのに、要するにただ負担増だけになるという、このあたりがどうも整合性をとれないと思うんですよ。

そこら辺、何というかね、全体の考え方として、どうも姑息な感じがするんですけど、はっきり言って。どういう議論がされたか、もう1回ちょっと説明をお願いしたいんですが。

○江副保健福祉部副部長兼福祉総務課長

今回の額を、現物給付も償還払いも含めてですけど、もちろん現物給付化に当たっても、先ほど言ったように各市町の負担額がばらばらだったので、そこは統一しようということでは現物給付に限っての統一的な話だったんですけど、それとは別に、我々も小学生まで、あるいは各自治体によっては中学生までやっているところもありますけど、我々としたら小学生まで、今現在、うちのほうの単独を含めてですね、単独事業ですけど、医療費助成という部分では変わりなくやっているわけですから、ここの分については繰り返しになり

ますけど、うちの小学生までですね、その額の設定については同じ考えを持つべきじゃないかというふうな判断をしています。

ちなみに小学生は入院までですけど、先ほど議員もちょっと言われましたけど、通院の負担額と保護者の負担額というのは、もちろん医療費の——こちらで保護者の負担額じゃなくて、医療費の助成額からすると、かなり入院費というのは平均約5万円ぐらいですかね、かかっているのは事実です。それだけやっぱり税負担も当然入っているわけですから、この分については同じくゼロ歳から同じような考えでもって入院額を設定したところですが、小学生までは。以上です。

○山下明子委員

一步一步前進してきている部分は本当に認めますし、そこは頑張っていると思いますけれども、やっぱり本当に負担が軽くなった部分をもう少し負担軽減と言ってきた部分にどう充てるかということも含めて、これぜひ早急に検討もしていただきたいなということ、これは要望としてですね、意見としておきます。

○平原委員長

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、第118号、第119号及び第126号議案の審査を終わりたいと思います。

次に、予算議案でございます第108号議案を審査いたします。

それでは、執行部の皆さん説明をお願いします。

◎第108号議案 平成23年度佐賀市一般会計補正予算（第5号） 説明

○平原委員長

それでは、108号議案についての説明が終わりました。質疑のある方は発言してください。

○山下明子委員

予防接種の件ですが、法定外予防接種のところですね、減っているということで、もう減額予算になってしまっているんですけども、これからは全然だめなんじゃないかという見込みなんですかね。

つまり、本当にこれはふえる見込みがないということで減額予算になってしまうわけですか。

○岩橋健康づくり課長

当然、今後ふえてくるものと考えております。ただ、ゼロ歳児、例えばヒブワクチンですけれども、2カ月から7カ月のうちに3回ですから、当然上半期に打てなかった人は下半期から打ち始めると新年度のほうに移行していくということで、当然上半期で打ってもらっていたら、最終的に金額はあるんですけど、上半期にどうしても控えられた分を今回補

正で減額している分ですので、新年度のほうにずっと費用的には先送りのような形になるのが現状で、どうしても最終的に5歳までということになっていますので、5歳を過ぎられた方は当然もう打たれないということで単純に対象者から外れますので、そういうことで計算をして、今後ある程度伸びてくるだろうということを想定しながら、予算は確保をしているところであります。

○山下明子委員

じゃあ、ふえることは織り込み済みの減額だということですね。

それで、実際本当はしてほしいわけですよ。現実には例えば今、これ任意接種になっているから公費助成をしなくてはいけないと、市町村での助成をしなくてはいけないという状態になっているのを、法定接種まで持っていけばそうではなくなるということが将来的にはあるわけじゃないですか、大体こういうものはですよ。

そうすると、その任意接種の件数をいかにふやすかということを見ながら、厚労省が法定接種に持っていくということが流れとしてはあるわけなので、そういう意味で実際にこういう接種をしたときにその副作用が絶対ゼロということは当然あり得ないわけなので、それはそうなんだけれども、けれども多くが救われるというのであれば、やっぱり本当に接種を伸ばしていくという立場がしっかりないといけないし、もしものときには国がちゃんとバックアップするという、そこがはっきりしておくことがむしろ必要だと思いますので、何かその辺での市としてのですね、してくださいよというPRといいますかね、そこら辺。

今、個別に多分、先生方がずっと呼びかけておられるんだろうなという感じがするんですが、そこら辺もあわせてやっていかないと、さっき5歳ということを言われましたが、ある意味、ずっと5歳の子は毎年毎年、5歳は必ずいるわけなので、次々子どもは出てくるわけなので、だけど子どもはいるけれども打たないということにならないようにするには、やっぱりそこは特別の意識的な取り組みもやっていかないと、ある意味、漫然とと言ったらあれなんですけど、ただ公費助成をしているというだけでなく、国にもきっちり働きかけができるような実績をきちっと積み上げることもまた必要だと思うんですが、その辺の認識と取り組みについてちょっとお願いします。

○岩橋健康づくり課長

まず、ヒブと肺炎球菌についてのPRですけれども、まず当然市報とか、ホームページにはきちっと出しております。

それとあと、実は1カ月になる方たちには予防接種手帳とか、いろんな乳児健診とか、書類を送っております。この中に、要するにこのワクチン接種の制度がありますので利用してくださいということを入れてお送りしているところです。

ただ、そういうふうな形で取り組みをしていますけれども、なかなか、やっぱり最初は接種率が落ちていましたけれども、ただ傾向を少し見てみますと、やっぱり4月はかなり接

種率が低かったんですけども、徐々に接種率が回復はしてきておりますので、今後とも積極的にこういう制度がありますということをPRしていきたいと考えております。

○千綿委員

2点か、3点ほど。

子ども手当の件なんですけど、これシステム改修費は多分上がっていないみたいなんですけど、それは要らんやっただですか。多分、変更しているわけでしょ。当然ながら、毎回システム改修費というのが上がってくるのが普通なんですけど、上がってきていないのが1点、それちょっと教えてください。

それと、保護費のほうなんですけど、生活扶助と住宅扶助費というのがありますね。お尋ねしたいのは、ひとり暮らしで生活保護をもらえて、大体平均どのくらい支給というのをされているのか。もしわかれば1人、2人……

(発言する者あり)

違う、違う、全体で、全体で。だから、月どのくらいの支給があっているのか。

話を聞きよったら、大阪なんかは支給日にパチンコ屋が盛況になるとか、飲み屋が多くなるとかいう話も聞きますので、そがんいっぱいもらえないよとかなとちょっと疑問があったので、それが2点目。

3点目なんですけど、これ済みません、私が聞き漏らしたならちょっと申しわけないんですけども、先ほどの子宮頸がん、多分去年——ことしかな、中学生で子宮頸がんのワクチンを多分していた分なのかなとちょっと思うんですか、ちょっとそこら辺、もっと詳しく——聞き逃していたら、すいません。

○江副保健福祉部副部長兼福祉総務課長

まず、子ども手当なんですけど、御承知のように制度がちょっと変遷しておりました。

今回の特措法の分は、今回予算を整理はしておりますけど、実は10月1日の施行ということで、議会のほうの議決が間に合わないような状況でした。

これを執行部内で話をして、前回の委員の皆さんにはお話ししたんですけど、議会が9月始まる前から、システム改修を実は予備費のほうで執行させていただいております。当該分についてはもう既にシステムを改修しております。

ちなみに360万円ほどで、ちなみに申し上げますと、ずっと1,000万円から、200万円から、360万円と3回ほどシステムをずっと修正しております。以上です。

○田中保護課長

ちょっと済みません。今計算していたもんでですね。

年代によって、第1類の基準額が違うんですが、20代から40代といいますと、ひとり暮らしだと家賃、住宅扶助費まで入れまして10万6,370円、41から59歳ですね、40代、50代が10万4,560円、それと60代の方が10万2,670円、70代の方は9万9,250円というふうになります。

○岩橋健康づくり課長

子宮頸がんの件ですけれども、今回の法定外予防接種経費の減額分に関しましては、ヒブと肺炎球菌の部分だけ減額をさせていただいております。子宮頸がんワクチンについては減額をしておりません。

これは今、7月末から子宮頸がんについては接種を開始しておりまして、8月までで五十数%、一般質問の答弁でもしましたけど、多分9月に相当打っていただいているということで、それとあと経過措置を——要するに遅く始まったので経過措置を今実施しているところですので、減額については今回、子宮頸がんについては行っておりません。

○千綿委員

子宮頸がんのところなんですけど、これは何か、2年間の限定か何かなんですかね。済みません、ちょっと議案外なのかもしれませんけど。

○岩橋健康づくり課長

子宮頸がん等ワクチン接種事業の補助金につきましては、平成22年の11月の臨時国会で承認されて、その後23年度末までということで県のほうに基金が積み立てられて実施をしているところです。

現在のところ、実は時事通信社の報道等を見れば、第4次補正にかけられるんじゃないかなろうかということが書かれておりまして、20日の閣議等では正確なところがわかってくるんじゃないかならうかなと思っているところで、国からの正式の連絡はまだ全然ないところです。今、報道等の情報だけということです。以上です。

○川原田委員

この扶助費の部分の医療扶助費についてお伺いしたいんですけれども、ちょっとこの数字というのが異常に高いような気がいたします。

先ほど説明を受けて、ある程度の部分というのはわからんわけじゃないんですけれども、何でかなど。何というかな、過剰な診療とか高額な投薬を——勝手な想像ばってんですね、私たち自身、例えば私も血圧と痛風の薬は飲まんわけいかんけん飲みよるわけですけども、やっぱり1回病院に行けば1,300円取らるっけん、先生に相談して、どうせ薬ば飲むだけないば3週間分出してくれんですかとか、同じような効果のある薬だったらジェネリックにかえてくれんですかという努力をしよるわけですので、その辺はどがんやろうか、どうかなと思ひましてですね。

○田中保護課長

今、委員の質問、例えば頻回ですね、毎日毎日病院に通っているんじゃないかと、そういう御心配をされたと思いますが、確かにそういう方もいらっしゃいますが、そういう医療の受け方というよりも、やはり高額な医療の件数が先ほど説明したように多かったということですね。4月、6月からですね。

私もレセプトをずっと見たわけじゃないんですけれども、例えば心筋梗塞、脳梗塞、ああ

いうのは、それで手術すると100万円を超しますので。それから、がんですね、腫瘍、これも調べたところによりますと100万円超すということで、真っすぐ県立病院とかに担ぎ込まれてそのまま手術ということも、それから生活保護の申請とか、そういうことも結構ございますので、そこら辺で今年度はそういった高額医療の件数が多かったというふうにとらえております。以上です。

○川原田委員

特に今年度はそういうふうな傾向になったということですね。

○田中保護課長

そういうことだと思います。

○山下明子委員

いや、特にそういうことというより、多分、今高齢者と単身者がふえてきているということをおっしゃっていましたよね、むしろ。例えば、相談を受ける状態から見ると、病院に行くのを我慢して我慢して、大体電気とか水道とかとめられるようなところに来てから相談に来られて、病気を持ってあったりすると、病院に連れていったらすぐ入院せんばというような状況、つまりそういうことが実際にあっていますよね。そこをちょっと担当にも確認なんですけど、現実にはそういうケースというのは、かなりこの数年、私はふえてきているというふうには感じているんですが、医療費が毎回ずっと上がってきているからですね、生活扶助費とかもね。だから、いかに手前で——断るという意味ではなくですよ、手前でどれだけ救えるかということと組み合わせがないと、本当に大変という実感を持つわけなんですけど、本当に重症化して病院からスタートというケースは確かに私は多いというふうには感じていますが、その傾向。

それから、年代として、いわゆる働ける世代の方たちの傾向はどんなふうはこの2年ぐらいなっているかというのはわかりますか、ちなみに。

○田中保護課長

まず1点目ですけれども、やはり委員言われたように、そういう傾向も少し見られます。重症化をしてから病院に行って生活保護になるということも幾らかあります。

それと、現役世代の分ですかね、現役世代の増加が一番今ふえております。現役世代は単身の方が多くて、まず仕事がないとか、そういうことで相談に見えられたり、ホームレスの方はかなり減ったのかなという気はしておりますが、そういった現役世代の方がふえておりますが、今は一時ほどないかというふうには考えております。

○福島委員

同じく扶助費なんですけども、ここで制度があって、保護しなきゃいけない方がいらっしやるということで、支給することに関しては全然ルール上の問題で問題ないんですけども、私たちが議会基本条例をつくって市民の方々と意見交換しますよね。そんな中で、現実には私が担当したエリアで出された意見が不正受給の話、この扶助費の。これは、本当は

当初予算の中でもう1回きちんと議論しなきゃいけない部分だと思うんですけども、結構強くそれを言われた方がいらっしゃいます。その方は、基本的には扶助費に対しては全然問題ないんですけども、不正受給が非常に自分の周りにも何人もいます。ちょっと書類ば書くぎんたもらえるもんねという形で、結構その件数のことを指摘されました。

そういったところの調査とか、追跡調査とか、受給状況の確認、生活の状況の確認というのはどの程度まで今されているんですか。常にきちっと、毎回支給するたびに年に何回かチェックするとか、あるいは定期的にチェックするとかというふうな体制というのはできているかどうか、その辺確認したいんですが。

○田中保護課長

不正受給というのは、就労収入がありながらというお話——いろいろあると思いますが、まず申請があったときには、いろいろ金融機関に対して預金の照会をしたり、資産があるかどうかというのはまず照会します。

それから、収入申告というのを毎月させて、収入があるかどうかを確認します。今は課税調査もやっておりますので、課税調査で収入が見つかった場合には、それは不正受給であるということで、法律によって返還をしてもらうようになっております。

そういうもろもろのことをやっておりますが、なかなか今ケースワーカー——現業員と言いますけれども、1人当たり90件とか持っておりますので、なかなか細部にわたって調査ができないというのが現実でありまして、そうは言いながらも、現役世代の方には今年度から2名、就労支援員というのを嘱託で置いておりますので、その方々をお願いして、少しでも早く就労先を見つけて自立していただくようにやっております、もうそうですね、このごろ報告を受けた分について、20人ぐらい仕事を見つけて生活保護の廃止にもなっております。

そういうことで、本来、生活保護費というのは自立を助長するという目的のためにあるものですから、そこら辺も今後また力を入れたいというふうに考えております。

○福島委員

ですから、自立支援と——先ほど言った法律の網をくぐってやっている人たちもいるように聞きますので、これだけ今回も高額な補正を組むわけですよね、どうしても。ですから、それに関しては税金から支出していくわけですから、人手が足りないということもあるかもしれませんが、何らかのチェック機関というのかな、そういったものを加えていって、適切な支援という形にですね。これが終わったら、当初予算ぐらいまでに少し勉強しながら質問していきたいと思っておりますので、意見として言わせていただきます。

○田中委員

関連なんですけど、先ほどケースワーカー1人90件ぐらい——さっき私も言おうと思っていたんですが、400件とか、後半でふえていくような話になると、職員とかが個別の対応をするにも、端的な話が事務処理で追われてしまって、とても一人一人に目を配るなん

という余裕はほとんどないような状況になってしまうし、もちろん資格受給というときは結構厳しくチェックされますよね、個人の資産なんか。すぐ銀行に確認されるようなこともやられるわけですから、ある意味、私は不正受給とかいうよりは、いろんな生活対応とか、生活のやり方で、さっき言われましたが、もらったときに全部使ってしまうような生活——何と申しますか、性格的にも生活が崩れてしまうような、破綻になっているような人というのは結構いると思うんですよね、働きたくても働けないような生活態度とか、そういう状況に陥ってしまうような。そこら辺のやっぱり、やらないとなかなか目に見えた自立支援みたいなほうにつながらない。そうすると、それをするためには細かくいろんな生活態度とか、いろんなことまで面倒見ないとなかなかそうはいかないという悪循環とか、そういう形があるからですね、そこは私もこちら側のフォローをする体制の問題としても、市の中で少し協議をしていただかないと、出てきた現象のところで悪いと言ってしまう、確かに生活態度も悪いんですけども、それを口で言ったからといってそう簡単にいくもんじゃないし、やっぱりこれだけふえてくると、ケースワーカーとか、いろんな指導をするこちら側の配置というのも少し考え直していかないと、とてもそこまで手は回らないんじゃないかと思えますから、そこら辺は部長もいろいろ人事とかお話があるのかもしれませんが、ぜひお願いをしたいと思えます。

それが結果的にはそういう不正受給とか、自立支援を促進するとか、そういうことにも私はつながるんじゃないかと思えますので、そこはぜひお願いをしたいと思えます。

○益田保健福祉部長

今言われていますように、生活保護が約50億円という段階になって、セーフティーネットという部分ではありますが、やはりそういう部分の適切な指導——私ども自立支援というのが最大の目標でありますので、これは議会のほうからの今度の事業評価の中でもそういう御指摘も受けています。そういう意味では、内容を含めまして、今言われています体制を含めまして、どういう形がいいのかというのも今検討しているところでございます。

私どもとしては、自立支援に精いっぱいやっていけるような体制なり内容について、頑張っていきたいということで今検討しています。今後ともそういうことでやっていきたいと思えます。

○千綿委員

福島委員がいみじくも言われましたけれども、当初予算で本来議論すべきなのかなという気はするんですが、市民の方から言われるのが、やはり国からも半分来よるとしても税を入れているわけですね。やっぱりさっき言った月に10万6,000円もらわるとなっぎですよ、それは私たちの税金やんねという意識もやっぱり出てくるわけですね。そうしたときに、例えば佐賀市の関連の施設の掃除とか奉仕——もちろん働ける方だけですよ、働ける方だけ。病気をしたりしている人たちは当然無理なんですけど、やっぱり感情として、そういう市民の声が私たちに寄せられるわけですね。

例えばの話、完璧に働けない人はしょうがないんですけども、働ける人は例えば段階的に減額していくとかいう部分というのにはならんとですかね。例えば、10万6,000円を仮に20歳から40歳、それを例えば佐賀市の関連施設で掃除をしてもらったら、その掃除をする人の部分がちょっと浮くわけじゃなかですか、ある意味。そういう感覚というのはやっぱり市民も持たれているわけですね。僕たちに言われるっわけです。よかやっか、生活保護がよかやんと。例えば、国民年金も払わんで真っすぐ60歳になって生活保護をもらったほうが一番よかやんという話に行き着いてしまうところもあるわけですよ。そういう意見というのでも聞かれます。

ですから、仕事が本当になのかということ、探す意欲もあるのかなという気もしないわけじゃないわけですね、市民感情からすると。当然、市役所じゃ限りがあるわけでしょう。要するに就労支援をしてもやっぱり限りがあると思うので、そこら辺、何かのシステムを考えにやいかんとじゃないかなという気もするわけですね。

だから、市民感情もそういったことがあるということだけは、済みません、意見として言わせていただきたいと思います。

○山下明子委員

そうした意見は意見としてあったとして、じゃあ、別の意見も一応言っておきたいと思うのですが、つまり、私はどうも生活保護の問題を言っていたら、額の大きさにびっくりしてしまう感じがあると思いますけれども、そもそも本当に憲法25条に定められた健康で文化的な最低限度の生活をというものが、「健康で文化的な」のところちょっと薄まって、「最低限度の」というところにむしろ比重がかかったような感じで、就労支援をしようとしても、例えば車を持っていたらいけないからとかいうことで、交通の移動手段がない中で就職先を探すときも、あっち行ってくださいと言われてたときに本当になかなか行けないとか、ハローワークに行くのも相当遠いところから歩いてこにやいかんような人もたまにいるんですよね。

そういうふうなこともあるということで、結局、今の生活保護が入りやすく抜けやすいというよりも、一たん入ったら抜け出しにくいということでもあるし、本当に厳し過ぎて、どん底まで入ったらあと抜け出せないところまではぎ取られて入らにやいかんとかね、そういうところが一つは矛盾があるのだと思いますし、国ももともとは8割入れていたのを75%に補助率を減らしているわけですから、そういう国としての責任というのをもっと本当はきちっと言っていく必要も一方ではあるのではないかということも、私はちょっと意見としてつけ加えさせていただきたいと思います。

○平原委員長

よろしゅうございますかね。

それでは、第108号議案の審査を終わりたいと思います。

そしたら、続きまして特別会計の審査に入ります。

第109号及び第110号議案について、執行部のほうから説明をお願いしたいと思います。

◎第109号議案 平成23年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） 説明

◎第110号議案 平成23年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号） 説明

○平原委員長

今、109号並びに110号の特別会計の説明がございました。

委員の皆様方から御質疑を受けたいと思いますが、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでございますので、以上をもちまして保健福祉部に関する議案審査を終了したいと思います。

以上で、文教福祉委員会の議案審査を終了いたします。